

川障発第183号
令和2年5月28日

市内放課後等デイサービス事業者 代表者 様

川口市福祉部障害福祉課長
(公印省略)

学校再開における放課後等デイサービス事業所の対応について（通知）

埼玉県内に発令されておりました緊急事態宣言が5月25日に解除され、埼玉県では、外出自粛の解除や施設の使用停止等の協力要請対象施設の一部除外等を行いました。

川口市内放課後等デイサービス事業者につきましては、引き続き感染防止対策を徹底していただき、事業運営をお願いいたします。

また、6月1日より段階的に実施される学校再開に対しての本市の取り扱いについては以下のとおりといたします。

記

1 施設の運営に関すること

(1) 分散登校時の開所時間について

学校再開にあたっては、分散登校や時差通学が実施される予定ですので、対応できるよう、引き続きできる限り長時間の開所をお願いいたします。

(2) 人員配置について

これまで、学校の臨時休校に対応していただくため、定員超過による受け入れや、一部人員配置基準を満たさない時間帯が発生しても、直ちに減算扱いとはしませんでした。

この取り扱いについては、支援に支障がない範囲であれば、引き続き同様の取り扱いとします。

2 請求に関すること

(1) 報酬単価について

川口市の支給決定者については、分散登校の期間については学校休業日の単価を適用することとします。

- ①川口市立小中学校の在学者：6月12日まで学校休業日の単価
- ②埼玉県立特別支援学校在学者：6月19日まで学校休業日の単価

(2) 在宅による支援について

川口市の支給決定者については、新型コロナウイルス感染防止の観点から、引き続き在宅での支援を認めますが、これまでと同様に、支援内容を記録として残すこと、障害児通所給付費の報酬算定は自己負担が発生することから、利用者の家族から実施の了解を得ることについては特に留意するようお願いします。

【問い合わせ先】

- 1 施設の運営に関すること
施設係 TEL048-271-9442 (直通)
- 2 在宅支援及び請求に関すること
給付係 TEL048-271-9443 (直通)